ロ　国土交通大臣が特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わって行う権限について定めることとした。

ハ　国土交通大臣は、被災都道府県の知事に代わってロに掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならないこととした。

ニ　特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担について定めるものとすることとした。

ホ　イ及びハに掲げる国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができることとした。

3　雑則

(一)　都道府県知事等又は市町村長等は、法第五三条第一項又は第二項の規定により関係行政機関等の職員の派遣を要請しようとするときは、派遣を要請する理由等を記載した文書をもってしなければならないこととした。(第三九条関係)

(二)　都道府県知事等又は市町村長等は、法第五四条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、派遣のあっせんを求める理由等を記載した文書をもってしなければならないこととした。(第四〇条関係)

(三)　法第五五条の規定により関係行政機関から派遣される職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有するものとするほか、当該職員の身分及び給与等に関し必要な事項について定めることとした。(第四一条及び第四二条関係)

(四)　法第五六条第一項の災害派遣手当は、内閣総理大臣の定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給することとした。(第四三条関係)

4　附則

(一)　この政令の施行に伴い必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条関係)

(二)　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

5　施行期日

この政令は、平成二五年八月二〇日から施行することとした。

政　令

大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十六号

大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年八月二十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

大規模災害からの復興に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十七号

大規模災害からの復興に関する法律施行令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第五号、第十六条第一項、第二十条第八項、第二十八条第四項、第三十四条第四項、第四十条、第四十二条第四項から第六項まで、第四十三条第一項、第三項及び第四項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第三項及び第四項、第四十六条第三項から第七項まで、第四十八条第三項から第八項まで、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条第二項、第五十一条第三項から第七項まで、第五十二条第二項及び第四項、第五十三条第一項及び第二項、第五十四条第一項及び第二項、第五十六条、第五十八条並びに第五十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　復興のための特別の措置
第一節　復興計画に係る特別の措置（第二条―第六条）
第二節　都市計画の特例（第七条―第九条）
第三節　災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（第十条―第三十八条）
第三章　雑則（第三十九条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（特定公共施設）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。